

「2018-2020年度 機材調達にかかる仕様書作成・入札支援等業務」

(公告日：2017年12月11日) について、意見招請にて寄せられた意見等に関する回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達部次長(契約担当)

通番	該当頁	項目	質問・意見	回答
1	P. 7	5 業務内容 (2)仕様書作成業務工.仕様書作成に係るアドバイス	英文仕様書については、貴機構側で作成したものに對するアドバイスのみと考えてよいでしょうか。受注者側がゼロから作成するケースがあれば、頻度や分量を教えてください。	P5「仕様書作成業務 ア.③」記載のとおり、仕様書作成において「英語」を指定する場合があります。受注者は、英文仕様書フォーマットを「ゼロから作成する」とはありますが、P4「情報収集業務 価格調査 ⑦項」に記載のとおり、英文仕様書の見積書取付は、発注者側の使用者が行います。したがって、全くの「ゼロから作成する」ことは、想定していません。なお、「積算様式」上でも、「日・英」を区分していますので、ご注意ください。
2	P. 8	5 業務内容 (3)入札等支援業務 イ.入札説明会等への参加・支援・助言	入札説明会の開催は限定的と理解していますが、参加を求められるケースはどのような場合でしょうか。また、年間何回くらい参加を求められるのでしょうか。	主に、国内機関の設備更新に係る説明会につき、年間1～2回程度の開催を想定しています。
3	P. 10	5 業務内容 (4)現地調査業務 (海外又は国内)	現地調査 (国内及び海外)の頻度は、年間何回くらいでしょうか。また、海外調査の場合、期間は何日間くらいでしょうか。	国内は、年間10件程度を想定しています。海外は、過去数年間の実績はありませんが、実施する場合、対象機材を巡る状況に応じ、関係者との調整を通じ、日程等詳細を決定する予定です。
4	P. 14	8 業務形態・要員の配置 (2)要員の配置	業務主任及び主たる業務従事者について、前回の公示ではコンサルタント契約における格付号数が明示されていましたが、今回は指定がありません。号数を不要とした意図を教えてください。	本契約は、業務実施契約(単価契約)であり、成果を達成頂く上では、各業務従事者に係るコンサルタントの格付けを必要とするものではありません。
5	P. 21	評価表 1. 応札者の経験・能力等 (1)類似業務の経験	前回の入札説明書と比べ、本項目の配点が大幅に増えていますが、意図を教えてください。	前回は、類似業務の経験・実績に係る「件数」でしたが、応札者の類似業務(機材調達入札図書作成及び現地調達に関する各種支援業務等)の経験・実績を、より広い視点から把握し、発注業務内容全般に係る円滑な実施が可能であるかにつき、確認することを重視することとしたものです。
6	P. 1	2. 定義 (3)発注者・受注者	受注者に係る資格の定義がありません。過去において、本件業務「機材調達にかかる仕様書作成・入札支援等業務」に応札した会社で、本機材調達そのものに対して応札した会社がありました。一般に入札支援業務実施者と当該調達に係る応札者は利益相反しますが、本件業務に係る応札資格に関してどのように規制されておりますでしょうか。	・「過去において、本件業務「機材調達にかかる仕様書作成・入札支援等業務」に応札した会社で、本機材調達そのものに対して応札した会社がありました」との意見がありますが、個別に具体的な案件名をご連絡ください。 ・本件については、以下の通り応募制限を設け、公告に掲載する方向で検討します。 「本入札説明書に示す機材調達にかかる仕様書作成・入札支援等業務の受託者及びこの受託者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者は、本入札説明書にて示す業務にて仕様書の作成に関わった本機材調達に係る業務の応札を不可とします。」
7	P. 3	ウ. 価格調査	技師派遣にかかる見積書取得については記載されておられません。技師派遣にかかる参考見積を取得する業務については、(2)仕様書作成業務「ウ.技師派遣条件書、工事仕様書等の作成業務」(6ページ)に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	(2)仕様書作成業務に付随する情報収集業務の中で価格調査をお願いします。
8	P. 4	エ. 安全保障輸出管理該非予備審査	②、③において、『該当、非該当又は対象外(関連項番がないもの)のいずれにあたるか予備審査する』と記されていますが、明らかに非該当であるもの、明らかに対象外であるものは当該業務内で可能と考えられますが、システム製品など内部構成が明らかにされない機材に関する該非の審査はメーカーに該非判定を要求しなければできないものが多いところ、入札に向けた機材仕様明細書の作成のためメーカーに購入を約束できない段階では、メーカーが該非判定に係る情報の提供に応じないケースが殆どです。このような明らかでない該当・非該当の予備審査は通常難しいと思われるのですが、予備審査が難しい場合の規定についてご説明いただけますでしょうか。	該非判定に必要な情報につき、受注者がメーカーの回答を得られないことにより、審査できない場合、調整の上、当該個別案件発注を受注しないことができるものとします。
9	P. 5	ア. 機材仕様明細書の作成の④	『同一品目で、サイズ等が複数に亘る場合、1つのアイテムとして扱い、内訳が分かるように記載する。』と記されていますが、「1つのアイテムとして扱い」とは、仕様書作成様式として記載する、つまり記述様式として1つのアイテムとして記述することのみを規定されたものであるのか、あるいは機材仕様明細書作成の際のコスト計算として1つのアイテムと記載し、1つのアイテム単価によるコストとして精算するとの意味も含むのか、いずれの意味になるかご教示ください。	同一品目で、サイズ等が複数に亘る場合、サイズの違い等は、「1アイテム」の中の「内訳」として仕様書に記載し、精算は1アイテムを単位とします。
10	P. 5 および P. 23	仕様書作成業務	5ページに『仕様書作成業務には、上記の情報収集業務が付随する。但し、発注者が有する情報等をもとに仕様書作成を依頼する場合、「情報収集業務一式」は含まない。』と記載されていますが、発注者が有する情報等の有効性(見積積算資料は見積有効期限があり、機材の納期は情報収集時に依存します)、或いは情報の適切性が疑われる場合が少なくありません。23ページの積算様式における表中1単価契約部分で、(2)仕様書作成業務「ア.機材仕様明細書(和文)の作成」に付随する「情報収集業務一式(注意⑥参照)を無くし、「ア.機材仕様明細書(和文)の作成」には、(1)情報収集業務の業務区分ア.～オ.を適宜に指定することで、仕様書作成業務を案件ごとに発注される仕組みとする方が、業務内容、業務の責任範囲および業務とコストの対応が明確になるため、案件に係る時間的・コスト的ロスが少なくなると思えますが、そのような業務の再編は可能でしょうか。	仕様書作成にあたっては、基本的に、情報収集業務一式を要しますので、予め仕様書作成業務には情報収集業務が付随します。発注者が、情報収集を実施し情報を有する場合、情報収集業務を除き発注します。受注者は、発注者が提供する情報に関し疑義がある場合には、当該案件の受注に先立ち、発注内容を協議することができるものとします。
11	P. 6	ウ. 技師派遣条件書、工事仕様書等の作成	『複数の業務内容、複数要員、日程に亘る技師派遣を要する場合、原則的に、一つの書式上に、業務ごと・要員ごとに区分・整理して記載する』とございます。ここでいう『複数の業務内容』には、異なるメーカーの複数の機材や異なる複数の工事も含むことを想定しており、その場合においても一つの書式上にまとめるという意味でしょうか。あるいは原則を適用せず例外として書式を分けることも想定されておりますでしょうか。	「技師派遣条件書」に関し、異なる組織に属する技師及び作業内容等を含む業務内容を、一つの条件書の中で、項立て等により整理することとします。
12	P. 8 および P. 9	エ. 立会検査	『⑪資料の不備等により検査が実施・継続できない場合、受注者は、可否判定せず、一旦「保留」とし、発注者にすみやかに連絡し判断を仰ぐ。単価は回数による。①～⑨または⑩までの実施をもって、「1回」とカウントする。この過程において、検査が複数場所・複数日に及ぶ場合でも回数に影響を与えない』と記載されていますが、①～⑨または⑩までの実施をもって「1回」とカウントする一方、⑪において「保留」とした場合のカウントの規定が定義されておませんが、「保留」を以て「1回」とカウントされるのでしょうか。	立会検査では、合格または不合格の判定をします。可否判定ができない「保留」の状態から、検査が実施・継続できない要因が解消された後、合格または不合格の判定をし、「1回」とカウントします。入札説明書等の記載内容を検討します。
13	P. 9	エ. 立会検査の⑪	『資料の不備等により検査が実施・継続できない場合』における「資料の不備等」には検査対象によっては開梱できないため、検査の実施・継続ができない場合も含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	P. 9	エ. 立会検査の⑪	『検査が複数場所・複数日に及ぶ場合でも、回数に影響を与えない』と記載がございましたが、検査機材が多い、輸送手段が異なる等の理由で立会検査が複数日に及ぶ場合、各日①～⑨または⑩までの立会検査を実施しますが、1日①～⑨または⑩までの立会検査の実施をもって1回とカウントするとの理解でよろしいでしょうか。	立会検査は、基本的に機材納品業者との契約書に定めた全機材を対象とし実施します。「エ.立会検査」に記載の①～⑨または⑩項まで(⑪を経る場合を含む)の作業プロセスの実施を、複数日に亘る場合を含み、作業の軽重を問わず「1回」とカウントします。なお、ご指摘の「立会検査が複数日に及ぶ場合」は、全体の1割程度と想定しています。
15	P. 9 および P. 13	9ページのエ.立会検査⑪ 13ページのエ.立会検査	9ページのエ.立会検査⑪に『①～⑨または⑩までの実施をもって、「1回」とカウントする。この過程検査が複数場所・複数日に及ぶ場合でも、回数に影響を与えない』との記載がございました。一方で13ページのエ.立会検査には『検査を複数回に亘り実施する場合、各回検査終了後すみやかに提出する。』と成果品に関する記載がございました。つまり検査が複数場所・複数日に及ぶ場合で「1回」とカウントされる立会検査については、検査の最終日をもって立会検査記録の成果品を1回のみ提出するという理解でよろしいでしょうか。	立会検査は、基本的に機材納品業者との契約書に定めた全機材を対象とし実施します。立会検査を複数に分けて実施する場合には、「エ.立会検査」に記載のとおり、それぞれの検査終了後、立会検査記録及び内訳明細書をすみやかに提出いただきます。
16	P. 11	(4)現地調査業務 (海外又は国内)	11ページの7行目に『単価は人日による。』との記載がございましたが、現地調査業務の旅費は、渡航日・休日を含む拘束日数で計算するとの理解でよろしいでしょうか。	旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数によります。但し、詳細は、(3)「直接経費」に記載のとおり、発注者の「内国旅費規程」「内国旅費規程運用細則」「外国旅費規程」「外国旅費規程運用細則」に依ります。